

第13回わかやま住民要求研究集会記念講演

「平和的生存権と人権としての生活保護・社会保障」

～ロシア侵略、コロナ禍、憲法改悪、軍事大国化に抗して～

生存権裁判を支援する全国連絡会会長
日本高齢期運動サポートセンター理事長
金沢大学名誉教授

井上英夫



井上英夫氏

10月7日の「わかやま住民要求研究集会」記念講演。紙面の都合で事務局で編集させていただきました。
(文責 事務局長 大前和久)

おはようございます。コロナ禍や猛暑にかかわらず、お元気で参加していただいております。ありがとうございます。

私も、ほとんど外に出ないで暮らしていましたが、6月には、あとで紹介しますがノルウェーに車椅子で旅行しました。足首に人工関節を入れて歩行がままならず、本来なら2時間ぐらいいは立って話をするのですが、今日は、座らしていただきます。

人権のための 2つのたたかい

ハンセン病特別法廷問題

最初に略歴の補足で、最高

裁のハンセン病特別法廷問題
有識者委員会の座長というの
があります。特別法廷とは、
例外的に裁判所以外の場所で
裁判をする、例えば災害とか
を想定したものです。ハンセ
ン病の場合、療養所や隣の刑
務所で裁判をした。ハンセン
病の人の犯した、特に刑事事
件では90パーセント以上、特
別法廷で審理をしたのです。

ハンセン病の療養所ですから、一般の市民、住民の人たちはそもそも近づかない。検察官が証拠を見せるのに割り箸でつまんだという証言があるぐらいです。とても公平な裁判は期待できない。だからほとんどで有罪判決が出る。それに対して、療養所の人たちから、公開の裁判を受ける権利の侵害だと最高裁に抗議があつて、特別委員会をつくりました。

最高裁は、私にこの有識者委員会の座長をしてくれと言つて来たのです。ご存知のように私は生活保護の裁判始め、堀木訴訟から始まって、最高裁に行つては、「公正な判決をしろ」と、マイクで怒鳴つていた。そんな私がなぜ呼ばれたのかよく分かりませんが、我々の有識者委員会の主張はほとんど取り入れられて、最高裁のホームページには、特別委員会の報告書とその有識者委員会の意見が掲載されています。

最高裁は、裁判所法違反であると認定し、限りなく憲法14条(法の下の平等)違反に近いと言いました。そして2016年、長官と最高裁判官合同会議が謝罪をしました。

これでハンセン病政策については、国の行政府、立法府、司法府と3権の長が謝罪をしたのです。ハンセン病政策は間違つていた、人間の尊厳をかけたたたかいによって勝ち取った、そういう判決。あるいは最高裁の謝罪、これを勝ち取ったということは、まさに人権のたたかいとして、非常に大きな意味があります。

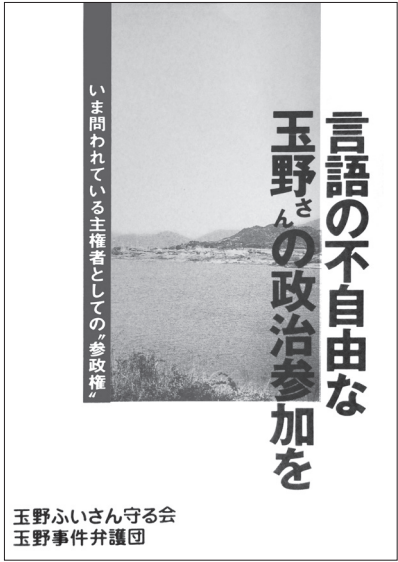
特に熊本地裁の2001年の判決が大事です。2019年には、さらに患者家族にも、同じように国の政策は間違つ

目次

第13回わかやま住民要求研究集会記念講演 「平和的生存権と人権としての生活保護・社会保障」 ～ロシア侵略、コロナ禍、憲法改悪、軍事大国化に抗して～ 生存権裁判を支援する全国連絡会会長 日本高齢期運動サポートセンター理事長 金沢大学名誉教授 井上 英夫…… 1
第13回わかやま住民要求研究集会 和歌山県の「財政危機警報」の原因と選挙公約のゆくえ 日本共産党和歌山県議室事務局長 吉田 直樹…… 8
県下各地から⑧ 人口減の危機感。子育て施策と住民要求進む地域 伊都橋本懇談会…… 10

わかやま住民と自治

発行／和歌山県地域・自治体問題研究所
和歌山市太田2丁目14-9 太田ビル203号
TEL・FAX 073-488-3127
jichiken@crux.ocn.ne.jp 2023年12月号



言語の不自由な 玉野さんの政治参加を

玉野ふいさん守る会
玉野事件弁護団

井上氏も執筆した玉野事件パンフ

これは、障害があるが故に、公選法違反で裁かれる事態になった。そこに焦点を当てて、障害のある人の参政権保障という事

今日、来られている楠本さん始め、御坊や和歌山の人たちの大きな支援で、最高裁までたたかいました。高裁でも負けたのですが、結構いろいろ獲得したものがああります。最高裁に上告中に玉野ふいさんは亡くなって裁判は終わりました。

裁判運動の一番大きな意義は、原告の皆さんが成長すること。玉野さんも成長し、生活保護の裁判でも、最初、名前を伏せて裁判をやる。それがたかかっていると、名を名乗りテレビにも映る、さらに発言するようになってきます。玉野さんは、夫の金兵衛さんに支えられて、お2人とも障害や病気だったりしたのですが、周りの皆さんも応援して一緒にたたかってきました。

改めて平和とは何か、さらには人権とは何かということ。今日、皆さんと一緒に考えていきたい。政治家もマスコミもみんな人権と言います。だけど、それは正しい人権の捉え方ではない。国によって矮小化、引き下げられた人権論なのです。これは間違っていると認識してください。

ていたと、謝罪もし賠償・補償もすることとなりました。憲法で人権が保障されたという事は、違憲立法審査権を私たちが持っているということ。その違憲立法審査権を行使して、勝訴判決が得られた。後で述べる生活保護裁判も、勝訴判決が続いています。基準引下げに反対して、私たちは「いのちのとりで裁判」と言って、まさに命の砦を守る裁判をたたかっています。

口の中の障害でしゃべれなくなった玉野ふいさんが、1980年の衆参同日選挙の時に御坊市でしゃべる代わりにピラを配った。それが法定外文書配布で公選法違反として逮捕され、一審で有罪になる。高裁から私の方に話があつて、これは、障害があるが故に、公選法違反で裁かれる事態になった。そこに焦点を当てて、障害のある人の参政権保障という事

公職選挙法では、創造的な選挙運動ができなくなっています。これは愚民で金を渡されて買収される、こういう国民観で成り立っているのだと思います。だから、私が言うのは公職選挙法の根本改正です。

玉野事件の大きな成果として、参政権保障を進める「障害がある人の参政権保障を考える会」がつくられ、今もパンフレットやホームページで発信しています。その人たちと一緒に墓参りしました。玉野さんのことを語ると、止まらなくなるぐらい思い出が

味がない。政策を個別に訴える。それをやると候補者の力が求められ、選ぶ国民も力をつける、だまされないようにならなければならない。もちろん投票権行使にもいろんな問題がありますが、それが一つ大きな点だろうと思います。

平和と人権について考える

平和・人権の危機

ロシアの侵略を契機にして軍事費を倍増する。倍増したら世界で3番目の軍事費になる。アメリカ、中国、そして日本、ロシアより多くなる。まさに軍事大国でしょう。日本が第二大戦後に平和憲法をつくり、軍備と戦争を放棄した憲法9条を持ちながら再軍備をして、一方で社会保障予算の大削減、こういう時期が1950年台にあつたわけです。そのとき以上の危機だと思っています。

人権とは何か

日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

憲法前文は平和的生存権をうたい、97条では人権はたまたかひによつて勝ち取つたものであると言つています、すごいことです。皆さん、人権はどこから降ってくるものかと思つていませんか。

社会保障

―権利から人権へ―

二番目に「権利」としての社会保障から、「人権」として

の多くや国は、生活保護は憲法保障から、「人権」としての社会保障へ発展してきたことを強調しておきたい。社会保障の最も基礎としての生活保護。これも実は人権だといふ事を改めて申し上げたい。社会保障の基準引下げの裁判では、まさにそのことが争われているのです。生活保護は人権なのか、生活保護法で与えられた権利なのか、裁判官の多くや国は、生活保護は憲法保障から、「人権」としての

法25条の中身を具体化したというより、生活保護法で与えられたものと言つていいです。こんな考えが間違つていないことを、とりわけ裁判官に認識させると裁判してきたのです。権利としての社会保障という言葉は、聞いたことがあると思います。私の師匠、小川政亮先生が朝日訴訟のときに提唱した。それがどんどん広

がった。しかし、権利というところ、生活保護法によって与えられる権利と、憲法の保障する基本的人権としての権利という段階があるのです。25条を見れば、はっきりと人権として保障されている。そして、生活保護法をつくつた人は、憲法25条を受けて具体化したと言つています（生活保護法一条も「日本国憲法第25条に規定

する理念に基き」と明言しています）。別に権利なら同じと思つてもいいかもしれませんが、権利にも最高位の権利すなわち人権、それから条約上の権利、法律の権利、さらにそれを具体化した行政的な通達や内部文書により保障される権利と強度に違いがあります。

そういう法体系の構造があつて、結論を先に言えば、人権は最高位の権利、だから不可侵な権利として、国によつて保障されるものです。人権を保障する責任は最終的に国にある。これは当たり前の話なのですが、日本では、どうもそういう認識がないから公助論というのが出てきます。これはあとでまた話します。

人権はたたかひの成果

人権はたたかひの成果だといふことを話したいと思つています。この状況の中では憲法を守るのが確かに大事です。しかし他方で、憲法9条が残念ながら世界で未だ最先端です。25条は、はっきり言つて時代遅れです。だから、本当は25条を改憲した方がいいので

す。そういうと、今、改憲と
言うのはまずいと心配されま
す。

憲法は変える必要がない。
条約があつて、条約を遵守し
なければならぬと憲法も
言っている(98条)。だから
国際的に発展してきた条約に
よる人権、その中身を憲法の
解釈や立法のときに盛り込め
ばいいわけです。ところがそ
ういう発想に、日本の政府や
裁判所もならなくて、条約と
憲法、法律、これは別だとい
うような話なのです。

学習として全員が講師に

最後に皆さんがしている
日々のたたかいは、まさに人
権のためのたたかいなのだ
と。どんな人権を、どのように
して勝ち取るか。そのことを
ちつと今の若い人にも理解し
ていただかなければならない。
今日一番強調したいことは
学習の力です。私もいろいろ
なたたかいに参加してきまし
た。改めて思うのは、学ぶと
いうこと。今は、学んだりし
ている暇はない。どんどん現
実が進んで悪化していくとな
りますが、だからこそ学ぶこ

とが今一番必要だと思いま
す。もう一つ強調しているの
は、ここで学んだ方が講師にな
ってほしい。今日聞いて良かつ
たら周りの人10人に広げてい
ただきたい。だから資料をた
くさん付けました。是非それ
をお願いしたいということ
です。

やっぱり福祉先進国の ノルウェーの話

先ほど言ったように、6月
にノルウェーのベルゲンに行
ってきました。アルマウェ
ル・ハンセンという医師がら
い菌を発見した150周年記
念の国際会議が開かれて行っ
たわけです。

車椅子と人権・自己決定

足が痛いので車椅子で行き
ました。車椅子に対する人々
の対応が国によって違ふと思
います。日本の人は、車椅子
の前をパッと通り過ぎ、自分
が先に行く。でも外国の多く
の人たちは、止まって待つて
くれます。

もう一つは、私は車椅子を
同行した人に押しもらいま
したが、日本の人は私に話さ

ないで、「階段登れますか」
と介護の人に話します。日本
で子どもを連れて行くと、子
どものことを親に聞きますね。

つまり、障害のある人、こ
ども、車椅子の人は一人前に
見られていない。人権、人間
の尊厳すなわち自己決定が認
められていないということ
です。でも外国に行くと本人に
話します。そこが大きく違ふ
ところです。

車椅子で介護者がいないと
きはノルウェーの人たちはす
つと押ししてくれます。「行き
ますよ」とか、大そうな仕事
というのでなく、ごく当たり
前に、車椅子の人がいれば押
してくるし、何か困ってい
れば手を出してくれる。

障害者から「障害をもつ (のある)人」へ

玉野事件で、私が、「玉野

無罪は歴史の必然」というパ
ンフレットを書きました。こ
の中で、「障害者の参政権保
障拡大」、「障害者」と言っ
ていました。その後、「障害を
もつ人々と参政権」という本
を私が編集しました。ここ
で「障害をもつ人々」と変え

たのです。「障害者」と呼ば
ないでと、いつも皆さんにい
います。自分が嫌だったら人
を呼ぶなどという話です。「障
害をもつ(のある)人」は、

「障害」と言ってますがまだ
ましでしょうか。障害はあつ
ても同じ人間だということを
表しています。

人権保障にふさわしい呼び
方は何なのか考えていただき
たい。ちなみに国連の200
6年にできた「障害のある人
の権利条約」、これを日本政
府が、呼称の発展を無視して
「障害者」権利条約と訳して
しまい、多くの人が追隨し
ています。そういうことも含
めて呼び方も考える必要があ
るという事です。私は、社会
にとつて邪魔や害毒とされる
「障害」もやめて「固有のニ
ーズ」をもつ人、というべき
だと訴えています。

人権保障を北欧に学ぶ

北欧が今でも社会保障、社
会福祉そして人権保障が進ん
でいます。20年ぐらい前まで
かな、日本から医療や福祉関
係の人たちが北欧詣でをし
ましたが、最近あまり行かなく

なつた。でも北欧については
まだまだ学ぶべきことが多い
と思います。

その中で、スウェーデン、
デンマーク、ノルウェー、フ
インランド。簡単に言うと、
そういう順番での福祉充実度
ノルウェーは北欧では少し後
れているところです。それで
も学ぶ点が多いと思います。

要するに人権が保障されたノ
ーマライゼーションあるいは
真の共生社会であるというこ
と。中身は人権が保障されて
いるかどうかであり、人権が
保障されているからノーマル
に生きていけるといふことな
のです。

だけど日本でノーマライゼ
ーションが人権保障と言う人
はほとんどいない。バンク・
ミケルセンという、デンマー
クのノーマライゼーションを
提唱した人は、ノーマライゼ
ーションとは人権保障のこと
であると明言しています。

マンデラに学ぶ―差別・ 貧困の克服・十分な生 活の保障

人権が保障された状態はど
んな状態かというのを見てみ



ノルウェーでの知的に障害のある人の家。
家のなかから玄関を見る

ようと思います。最初にネルソン・マンデラです。奴隷制や南アフリカの人類史上最悪最大の差別政策であるアパルトヘイトを廃止して、黒人初めての大統領になった人です。現在、最も学ばなければならぬのは、白人への報復の根を絶つたことです。

マンデラは、アパルトヘイトと同様に、貧困は自然のものではなく人間から発生したものだ。よって貧困は人間の手で克服し根絶できる、と言いました。南アフリカは未だに貧困で苦しんでいます。そ

れでも、将来的な方向を示した。貧困の克服は慈善、チャリティの問題ではない、正義の活動である、と言います。すなわち尊厳と人間にふさわしい十分な生活、最低限度の生活ではなく、十分な生活の保障です。人権の保障、これが大事なのだと、貧困が続く間は真の自由はないと、これも大事なことです。

あとで言いますが、日本だと自由が大事で、貧困であっても我慢して歯を食いしばって生きると。まあ、自由権の社会権への優位とか、そういうことになるのですが、自由というのは実は経済的な保障の自由だ。それは皆さんにも是非考えていただきたいという事です。

個室ではなく家の保障

ノルウェーの知的に障害のある人の「入所施設」を見ましましょう。

日本の人は「施設」と言いますが、集合住宅です。家の保障です。日本でいう個室どころじゃない、玄関があつて食堂、居間、寝室、キッチン、

シャワー、トイレ、そして洗濯機がある。日本の施設で、洗濯機のあるところは少ない。

ここは家だということですから生活内容は自分で決める。自己決定です。尊厳とは、すべての人が価値において平等で上下はない。そして、一人一人取って代われない。一人一人が自己決定をする。

そのためには選択肢がなければならぬ。自宅と「別の家」が選択できる。ここで言う、自宅を自分好みにし、くらし方は自分で決定するということ事です。

飾っている写真は子どもの頃で明らかに障害があるのが分かる写真です。これは、日本の施設でも、個人の家でも見たことはない。

あの「やまゆり園事件」で19名の方が殺されたけれど、まだ、名前を明らかにしている人が、3人だったかな。被害を受けた方の名前ももちろん、家族の名前もこの人も今分かりません。それが日本の現実です。障害や病気の人が、病院や福祉施設に追いやられ、虐待され、命を奪われています。

住み続ける権利と 独立生活

人権が保障されるということとは、自分が決めたところに住み、自分が決めた生活、家族や職員からも干渉されない独立した生活すなわち住み続ける権利が保障されるということ事です。十分なサービスを受けて、そして自己決定に基づく生活をするのが何より大事です。

独立生活、これは国連や国際的な文書ではインディペンデントリビング、それを日本は「自立」生活と訳し、経済的に1人でやっていけ、国の世話になるなどという調子でやられている。「自立」が大事だと言うけれど、いろいろな

サービスを十分受けて、そして職員や家族にも支配されない。これこそ自己決定・独立生活なのです。

日本から行った人たちは、施設だと言うけれど、全然中身が違う。そのことに気づくことが大事。何を見に行くか、ただ行けばいいというものじゃない。それからノルウェーも、北欧の中では少し遅れて

いて、追い付け追い越せをやっている。しかし、日本の現状から見ると、1歩も2歩も進んでいる。是非、皆さん、また行ってみてください。何を見てくるのか、どこに行くか、これが大事だと思います。

歴史と外国に学ぶ

そういう北欧でも、何でも良かった、民主主義や人権保障が徹底しているというだけではない。歴史を見れば、何日か前に、デンマークはグリーンランドが自分の領地。この先住民に避妊手術をしていたことが明らかになりました。西欧諸国は奴隷貿易していた。植民地搾取を散々してきましたね。

スウェーデンでも、いわゆる福祉国家として、社会保障や社会福祉を充実させてきたのは1960年代。そんな昔でもないのです。デンマークは、それよりもっと新しい。そしてノルウェーは、この家の保障というのは10年とか、そのぐらいなのです。だから日本も、やれないはずがない。10年、20年先を見れば、やれると思います。現にやっ



2023.3.25 生活保護裁判の勝訴判決 (和歌山地裁)
「いのちのとりで」HPより

る国があるのだから、そこに学んでやればいい。ただし、その国々も間違いも犯してきたということは確かですから。しかし最近になって謝罪したりしています。奴隷貿易も、これは申し訳ありませんでしたと。それに対して日本にはそういう謝罪ではなく、歴史を変えてしまえという勢力があつて、しっかりと歴史に向き合わないところがあります。

多年にわたるたたかいの成果——「憲法前文と平和的生存権」

今、何が大事かと言うと、私は特に平和的生存権と97条、人権のためのたたかい。これを強調しています。憲法は、資料に付けた前文と基本的人権に関わる部分を是非読んでいただきたい。

平和的生存権

前文に、平和的生存権があります。前文の第2段落に「日本国民は、恒久の平和を念願し」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」とあります。こんなのを信頼しているところロシアが侵略して来るとか、北朝鮮が、中国が来るぞと思いがちですが、そうではなくて、国というよりは人々、諸国民を信頼する。諸国民が交流して仲良くすることこそが安全、平和の基礎だと言っています。

を「確認する。」ここが非常に大事な点。平和的生存権をうたっているということ。恐怖と欠乏と言っています。恐怖は戦争やテロ、欠乏は飢餓、貧困なのです。両方から自由を言っているわけです。九条と二五条は一体

憲法はそれを9条と25条という形で定めたわけです。日本で平和的生存権というと、9条の問題だと言われて、あまり25条と一体と言われないのですが、私は非常に大事なことです。飢餓や貧困が戦争の原因にもなり、戦争によって飢餓や貧困が生み出される。だから両者が大事なのです。武器を持たない、戦争をしないだけでなく、生活の保障、人権の保障こそが本当の意味の平和だと、平和とは戦争がないだけではないと言っている。改めて、この憲法前文はすごいなと思います。

だから、自民党の改憲草案は前面修正ですね、平和的生存権を全く消し去っています。一番大事な平和主義、基本的人権の保障を消し去ろうとしている。それで、97条が、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」ここに憲法の本当の意味があると思います。

人権をめぐる現在のたたかい

生活保護裁判

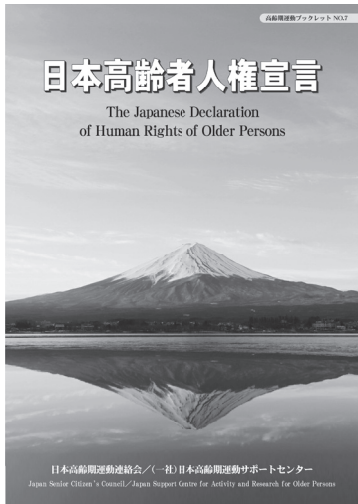
10月2日、広島地裁で、生活保護基準引き下げの「いのちのとりで裁判」で勝利しました。これで13勝11敗。勝利数が上回った、潮目が変わったと私も評価をしています。97条の認める人権のためのたたかいを続けてきたから勝てた。途中で諦めたら、こういう結果は出なかつたのです。もうやめた方がいいという声も聞きました。とくに、昔朝日訴訟をたたかった人たちから。権力の砦たる裁判所では勝てない。政治運動、社会運動こそ正道だと。しかし、朝日訴訟の原告は

人権のためのたたかい

それで、97条が、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」ここに憲法の本当の意味があると思います。

人権をめぐ

から憲法を改正して人権保障を豊かにするような改憲は許されるが、改悪はこれを許さないと憲法は、はつきり言っているのです。自民党憲法草案は、この一番大事な97条を全文削除している。たたかいを恐れている。そういう構造になっているわけです。



高齢者人権宣言ガイドブック
日本高齢期運動連絡会 HP
<http://www.nihonkouren.jp/>

ない、当
せざるを得
度から出発
は、最低限
障させるに
として「保
国に「権利
し、

必要があるということ
て、ゆたかに発展させていく
直視して、守るだけじゃなく
えば憲法が遅れている部分を
憲法の時代の制約、簡単に言
存権か生活権かというのは、
最大の制約、最低限度がやはり
大きな足かせになっている。
最低限度から十分な生活、生
存権か生活権かというのは、

す。
保障のため、立法、行政そし
て司法に生かすことが必要で
す。
今、国際的な人権のゆたか
な歩み、内容を理解して、そ
れを日本の憲法25条始め人権
保障のため、立法、行政そし
て司法に生かすことが必要で
す。

ました。
資料等を利用していただいて、
それぞれの方が講師になって
広めていただきたいと思います。
す。今日はありがとうございました。
ました。

自助・共助・公助論の誤り
それから自立・自助、共助
そして公助が2012年の社
会保障制度改革推進法、3党
合意のもとに通されて社会保
障の基本理念とされ、さらに
コロナ政策はじめすべての政
策の基本とされています。
私たちも迂闊だったのです

**生存権・最低生活から
生活権・十分な生活へ**
例えば生存権か、生活権か
というのがありますが、憲法25
条には生存という言葉はない。
さらに最低限度の生活と書か
れたので、未だに生活保護は
最低限度、ぎりぎりではないと
いう思いが皆さんの中にもあ
るでしょう。

す。
護はどんな生活かも知らない。
国民の多くの人たちの生活が
どうなのかも知らない。外国
では生存権と言っているから
生存権で行きましようとなつ
た。それに似たようなことが
今でも起きているわけです。
今、国際的な人権のゆたか
な歩み、内容を理解して、そ
れを日本の憲法25条始め人権
保障のため、立法、行政そし
て司法に生かすことが必要で
す。

もありません。
女性、子ども、障害のある
人の人権条約ができていま
す。高齢者がいわば最後に残
されたのです。これは、新し
く人権をつくり上げる運動で
す。憲法や条約に書いてある
からこうだという以上に、私
たちが日本の現状を踏まえて、
人権をつくり上げ、創造する。
創造的運動と言う中身ですの
で、是非見ていただきたいと
思います。

時間もおバーしてしま
ました。あとは是非皆さん、
資料等を利用していただいて、
それぞれの方が講師になって
広めていただきたいと思います。
す。今日はありがとうございました。
ました。

朝日さん1人でした。ただ
し、朝日訴訟は、実は安保闘
争、平和運動と一緒にだったの
です。その両者の力で裁判で
も勝ち、あるいは一応、自衛
のための軽装備という歯止め
をかけたわけです。だから今
のように侵略できる国ではな
くて、「自衛」に抑えてきた
のは朝日訴訟と平和的生存権
まさに、9条と25条のたたか
いがあったからだということ
です。

が、「自助、共助、公助」と
いうのは、明治7年の恤救
規則、戦前の考えなのです。
そこに立ち戻ってしまうとい
うことです。公助、国や自治
体が助けるのではなくて、人
権保障の意味するところは国
民の権利、しかも最高位の権
利である。そして、国が保障
する義務があるということだ
す。こういうことをちゃんと
理解しないとたまさかかねな
い。

したがつて、25条の2項に
は「国は・・・向上及び増進
に努めなければならない。」
という文言が入っているのだ
です。
しかし、弁護団等も国の向
上増進義務を余り強調しない
のです。生活保護基準引下げ
はまさに向上増進に反する。
憲法は、そういう意味ではう
まくつくっているけれど、時
代の制約、最低限度がやはり
大きな足かせになっている。
最低限度から十分な生活、生
存権か生活権かというのは、

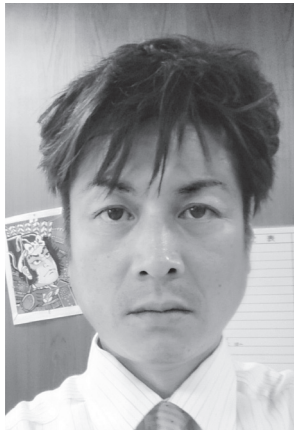
自由権の社会権への
優位は間違い
自由権と社会権の二分論と
いうのは、社会権、物や人や
金、資源を必要とする権利よ
りも自由権は国が手を出さな
いということで大それた、だか
ら違憲性を審査するときは、
自由権は厳しい基準で、社会
権は緩やかな基準でいいと言
うのです。
でも、こんな議論している
国、そして国際機関はありま
せん。いわゆる憲法学の通説
と言われるものですが、憲法
学者が何故こんなこと言うか
というと、生活の実態を知ら
ないということなんです。生活保
護はどんな生活かも知らない。
国民の多くの人たちの生活が
どうなのかも知らない。外国
では生存権と言っているから
生存権で行きましようとなつ
た。それに似たようなことが
今でも起きているわけです。
今、国際的な人権のゆたか
な歩み、内容を理解して、そ
れを日本の憲法25条始め人権
保障のため、立法、行政そし
て司法に生かすことが必要で
す。

憲法をゆたかに創造す
る―日本高齢者人権宣
言と高齢者人権条約
そういう意味で、日本高齢
者人権宣言をつくりまして、
皆さんの資料として配ってい
ただきました。これは高齢者
に固有の人権を保障する、そ
ういう宣言であるし、国際的
な高齢者人権条約をつくらせ
よう、つくろうという運動で
もありません。

第13回わかやま住民要求研究集会

和歌山県の「財政危機警報」の原因と 選挙公約のゆくえ

日本共産党和歌山県議室事務局長 吉田直樹



吉田直樹さん

わかやま住民要求研究集会で報告された和歌山県の「財政危機警報」を吉田直樹さんに投稿してもらいました。

和歌山県政について、今年2月に発出された「財政危機警報」を中心に見ていきます。岸本知事のメッセージを要約すると「1年前に『新中期行財政経営プラン』という5か年計画を作ったが、最近の物価高や金利上昇などがある

ので試算し直してみたら、財政調整基金と県債管理基金が底をつき毎年の予算が組みなくなる

9%となるのですが、イエローカードは400%ですので、これも遠い数字といえます。借金残高である「県債残高」の見込みは令和3年度の1兆756億円から少しずつ増えて、令和7年度で1兆1488億円、令和8年度で1兆1420億円になります。まずこれを抑えておきます。

今年の財政計画は「危機警報」

今年2月に発表された「和歌山県財政の現状と課題」では「財政危機警報」として「新たな10年推計による財政上の懸念」という3つの説明文があります。

1つ目は物価高騰、金利上昇をあげています。高齢化の進展もあげていますが、それは前から分かっていたはずなので理由になりません。

2つ目には、対策しなかつたら公債費（毎年の借金返済額）が増えて財政調整基金と県債管理基金が底をつくとなつていきます。

3つ目、これがポイントなのですが、本県は近年、公共事業を積極的に推進してきた結果、インフラ等が進んだが、他方で県債借入れによる後

1年前の財政計画は「健全」

1年前の「新中期行財政経営プラン」では、県の貯金である「財政調整基金」と「県債管理基金」の残高を150

億円程度維持するとしていました。令和5年度の209億円から6年度185億円、7年度171億円、8年度139億円と少しずつ下がりますが、ほぼ150億円規模をキープしています。

また、財政健全化判断比率の推計では、令和8年度までの間、早期健全化基準を超えない見込みとなっております。早期健全化基準というのは、財政健全化法で自治体財政のイエローカードにあたる基準です。

まず「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、どちらも黒字です。

毎年の借金返済額の比率である「実質公債費比率」は、令和3年度の7.7%から令和8年度には13.9%となっておりますが、イエローカードは25%なので、遠い数字といえます。

自治体の標準財政規模に対する一般会計、特別会計、企業会計などの負債総額の割合である「将来負担比率」は令和3年度の201%から少し増えて令和8年度で234.

また、財政健全化判断比率の推計では、令和8年度までの間、早期健全化基準を超えない見込みとなっております。早期健全化基準というのは、財政健全化法で自治体財政のイエローカードにあたる基準です。

また、財政健全化判断比率の推計では、令和8年度までの間、早期健全化基準を超えない見込みとなっております。早期健全化基準というのは、財政健全化法で自治体財政のイエローカードにあたる基準です。

また、財政健全化判断比率の推計では、令和8年度までの間、早期健全化基準を超えない見込みとなっております。早期健全化基準というのは、財政健全化法で自治体財政のイエローカードにあたる基準です。

2022年3月「新中期行財政経営プラン」と2023年2月「和歌山県政の現状と課題」の比較

①基金残高の推移

(単位：億円)

		R 5 当初予算	R 6 年度見込額	R 7 年度見込額	R 8 年度見込額
財調・県債管理基金 年度末残額（見込）	2022年3月	209	185	171	139
	2023年2月	209	112	▲5	▲120

す。もう1つは金利上昇による増加で、調達金利が1%上昇したら9年後の令和14年度には33億円、2%なら67億円増加するとしています。しか

し、金利上昇は和歌山県だけでなく、全国共通の問題のほ

新たな基金と事業見直し

財政危機を強調し、警報まで出した上で打ち出してきたのが「公債費臨時対策財源確保スキーム」というもので

そのため、今年の2月県議会では「公債費管理基金」を創設し、83・5億円を積み立てました。その財源は県税や地方交付税、繰越金などが想定よりも上回った分の一般財源です。通常、こういう場合は財政調整基金や県債管理基金に積み立てて財政難に備えるのですが、わざわざ新たな基金を創設して積み立てたわけ

公債費が増加する分の半分を基金を取り崩し充て、残る半分は、予算編成の段階で手立

とを念頭に、次の点に注目します。1つ目は「和歌山県財政の現状と課題」の参考資料

財政危機の原因は

ここで疑問が残ります。和歌山県の県債や県債残高、将来負担比率、公債費などが増加するとして「財政危機だ」と警報を出しましたが、それは本当に物価高騰や金利上昇

最後に、岸本知事が選挙公約や政策アンケートで知事になったらやると言っていた、学校給食費の無償化や子どもの医療費の無償化の拡大は、知事になったら「財政難だ」と警報まで出して、実行しようとしません。財政危機の中心もよく分かりません。今後、これらのことを理由に住民生

県下各地から⑧

人口減の危機感。 子育て施策と住民要求進む地域

伊都橋本懇談会

10月11日、わかやま自治体問題研究所の伊都橋本地域懇談会を開催しました。参加は議員を中心に5名と研究所から九鬼、阪辻、大前。懇談会は伊都橋本の課題や、地域でのシンポジウムや学習会開催について議論しました。



伊都橋本懇談会の様子

東芝：伊都橋本地域は人口減少に直面して一定の共通の危機感があると思います。高野町が最初に学校給食を無料にして、町が商店街改修補助金を出して商店街の改築が進み、民商が言う住宅リフォームも実施。歴代町長が地域振興や子育て支援をやってきた。その施策は、伊都郡内ではある程度共有されて、県内で子どもの医療費や学校給食無償化でトップを走るような地域。かつらぎ町の人口は、年間270人位亡くなり出生が80人位。その一方で、京奈和道や大阪へのトンネルが出来て交通の要所となり、移住が増

え、笠田の小学校は、最近教室が足りない状況。子育て支援を頑張っているので、大東建託のアンケートで、近畿で「住み心地のいいまち」で2番になった。
伊丹：九度山町も人口減少で、何とか世代間のバランスを維持したい考え。医療費無料は18才まで無償、給食費は今年度から3割負担にするなど、子育て支援に力を入れてきています。
坂本：橋本も人口減。移住定住補助をする一方で、県下で橋本だけ子ども医療費に所得制限するなどちぐはぐ。公民館使用料の減免基準改悪なども行っています。
竹本：橋本市議会で市民要求を迫るのですが、当局は受け入れない。水道料金値上げ問題や学校給食無償化の運動で人口の1割以上署名を集めて、やっと要求が前進する状況。しんどいですが住民運動それしかない。

山本：地元のタクシー会社が運転手不足で倒産した。介護タクシーも撤退が相次ぎ、介護タクシーが利用でなくなってきた。介護は低賃金で人材が集まらず。全国で言えば今年は訪問介護の介護事業者が一番たくさん倒産している。
東芝：地域の衰退は第一次産業が国策で壊されたのが原因。かつらぎ町はこのまま農業を放置したら崩壊すると、農業振興に動き出した。農協合併からいつそう危機感を持って進めようとしています。
橋本は住民運動のセンターで、この間、水道値上げ反対と学校給食無償化のたたかいが非常に大きな意味を持っている。水道は署名運動ですごい反応が返ってきて、議会で継続審査にして、当局は議案を取り下げ、値上幅を半分にしたのが水道の戦い。学校給食では、議会で全員一致の「学校給食の無償化意見書」を採択した。

運動としては水道の時よりもはるかに影響力が高まった。こういう積み重ねで、橋本市は面白い。なかなか要求は実現しないけども、住民運動のセンターとして大きな役割を果たしています。一緒に考えられるのが革新懇と、社保協。トできる土壌はあると思うので。
阪辻：議論は弾んでいます。「自治体研」は直接的に市民運動を担うところではないので、そこはまた違う次元の話で、農業、第一次産業の話。福祉の話が出た。そういうのをお互いに知恵出し合いながら、情報共有したり、勉強したりする場、「まち研」のようなもの伊都橋本でできたらいと思っています。
九鬼：「自治体研」は個人会員と団体会員により組織されています。地方自治分野、自治体職場での会員拡大は勿論、市町村議員の中でも会員を増やしていきたいと考えていますので、よろしく願います。
阪辻：今日は色々話を聞かせてもらって参考にしながら、どんな形でのシンポジウムになるのか懇談会や学習会になるのか、まだ具体化できませんが、次のステップにいけるようにがんばりたいと思います。今日はありがとうございました。